

○市川市自転車の安全利用に関する条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用について、市、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、関係団体、事業者等の責務を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車利用者による危険な運転の防止及び自転車の安全利用に関する普及啓発を図り、もって市民の安全で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、自転車損害賠償保険等への加入その他の自転車を安全に安心して利用することをいう。
- (3) 自転車損害賠償保険等 自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (4) 関係団体 交通安全協会、自治会その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 学校長 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、道路交通法その他の交通安全に関する法令の教育に努めなければならない。

- 2 市は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する指導及び啓発を行い、自転車の事故の防止に努めなければならない。
- 3 市は、前 2 項に定める責務を果たすに当たっては、警察署と連携を図るものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、市は、この条例の目的を達成するため、交通環

境の整備を含めた総合的な施策を行わなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第4条 自転車利用者は、歩行者との事故につながるような危険な運転をしてはならない。

2 自転車利用者は、自転車の事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車の側面への反射器材の備付けその他の自転車の定期的な点検整備に努めなければならない。

4 自転車利用者は、市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策への協力を努めなければならない。

5 自転車利用者及び市民は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、自転車利用者に対し自転車の安全利用に関する知識を習得させるため、その啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策への協力を努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用に関する必要な啓発及び指導に努めなければならない。

2 事業者は、市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策への協力を努めなければならない。

3 自転車を事業の用に供する事業者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、自転車の側面への反射器材の備付けその他の自転車の定期的な点検整備に努めなければならない。

4 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者（第14条第2項において「借受人」という。）に対し、自転車の安全利用に関する適切な助言に努めなければならない。

5 自転車の小売を業とする者（第14条第3項において「自転車小売業者」という。）は、自転車を購入しようとする者（同項において「自転車購入者」という。）に対し、自転車の安全利用に関する適切な助言に努めなければならない。

い。

(学校長の責務)

第7条 学校長は、児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全利用に関する意識の高揚に努めなければならない。

2 学校長は、自転車の安全利用に関する教育の場の提供その他の市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策への協力に努めなければならない。

3 学校長は、自転車による通学又は学校行事等への参加を認める場合は、対象となる児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全利用に関する指導に努めなければならない。

(未成年者を保護する責任のある者等の責務)

第8条 未成年者を保護する責任のある者は、当該未成年者に対し道路交通法その他の交通安全に関する法令の教育に努めるとともに、当該未成年者が利用する自転車について必要な点検及び整備に努めなければならない。

2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車の安全利用に関する必要な助言に努めなければならない。

(遵守事項)

第9条 自転車利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。

(1) 歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行すること。

(2) 道路の中央から左の部分を通ること。

(3) 酒気を帯びて運転しないこと。

(4) 他の者を乗車させて運転しないこと。

(5) 他の自転車と並進しないこと。

(6) 夜間等においては、前照灯等を点灯させること。

(7) 夜間等においては、反射材の装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めること。

(8) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。

(9) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。

(10) 他の交通の安全に配慮し、道路及び交通の状況に応じた適正な方法で走

行すること。

- (11) 乗車用ヘルメットの着用に努めること。
- (12) 傘を差す等その他の視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- (13) 携帯電話その他の携帯機器を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は注視しながら運転しないこと。
- (14) ヘッドホンで音楽を聴く等その他の安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。

2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、歩行者の安全を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩道を通行するときは、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行するとともに、必要に応じて一時停止するなど、歩行者の通行を妨げないこと。
- (2) 歩行者の通行の頻繁な歩道又は路側帯を通行するときは、自転車を押して歩くよう努めること。
- (3) 商店街の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。

3 未成年者を保護する責任のある者は、当該未成年者を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

4 高齢者は、自転車を利用するときは、自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用し、又は使用するよう努めなければならない。

(指導)

第10条 市長は、前条に規定する事項を遵守しない者に対して、指導を行うことができる。

2 市長は、警察署と情報交換その他の協力をして前項の指導を行うものとする。

3 市長は、第1項の指導を行う指導員を置き、自転車利用者による危険な運転の防止に努めるものとする。

(自転車の安全利用に関する講習を受ける機会の充実)

第11条 市長は、全ての市民が自転車の安全利用に関する講習を受けることの

できる機会の充実を図るものとする。

(関係団体等への支援)

第 12 条 市長は、関係団体又は事業者が自主的に自転車の安全利用に関する活動を行う場合には、当該関係団体又は事業者に対して、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第 13 条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下この項及び第 15 条において同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 自転車を事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第 14 条 事業者は、その従業員のうちに、自転車を利用して通勤する者がいるときは、当該従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認に努めなければならない。この場合において、当該事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報の提供に努めなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報の提供に努めなければならない。

- 3 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認に努めなければならない。この場合において、当該自転車小売業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報の提供に努めなければならない。

(学校における自転車損害賠償保険等の情報提供)

第 15 条 学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校の設置者は、在学する児童、生徒又は学生及びこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

(広報啓発)

第 16 条 市長は、自転車の安全利用について市民の理解が深まるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 市長は、自転車利用者がその利用する自転車に関係する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成 28 年 3 月 16 日条例第 10 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 30 日条例第 22 号)

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 29 日条例第 34 号)

この条例は、令和5年10月1日から施行する。